

電子マニフェストの 項目追加について ～背景・概要編～

背景

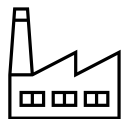


- 平成29年2月の中央環境審議会からの意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」においては、当意見具申の背景となった食品廃棄物の不正転売事案も踏まえ、**排出事業者責任の徹底、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上等について指摘**を受けた。
- また、令和6年2月の中央環境審議会からの意見具申「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」においても、資源循環の促進の観点から、**電子マニフェストの活用、廃棄物の処理方法や再生材の供給量などの情報収集の重要性が指摘**された。
- これらを踏まえ、排出事業者が廃棄物処理の全体像を把握することによって、**排出事業者責任を貫徹**するとともに、電子マニフェスト情報の活用により**資源循環の促進**を図るための取組を行う必要がある。



- 廃棄物の適正処理の強化の取組として、排出事業者が再資源化を含めた最終処分までの処理フローを把握可能となるよう、情報処理センターと連携し、**電子マニフェストの入力項目を追加**するための**廃棄物処理法施行規則の改正**を行う。
- 同時に、**電子マニフェストの利便性向上**のため、入力時の手間を軽減させるための改良も行う。

従来の電子マニフェスト



排出

【わかること】

- ・ 中間処理（1次処理）の業者・場所・日付
- ・ 最終処分の業者・場所・日付

【わからないこと】

- ・ 処分方法は？
- ・ 再資源化されたのか？
- ・ 再資源化されたとして、どのくらいの量？
- ・ 最終処分されたのは、どのくらいの量？

廃プラ

100kg

処理委託

1次処理

2次処理？

最終処分

1次マニフェスト

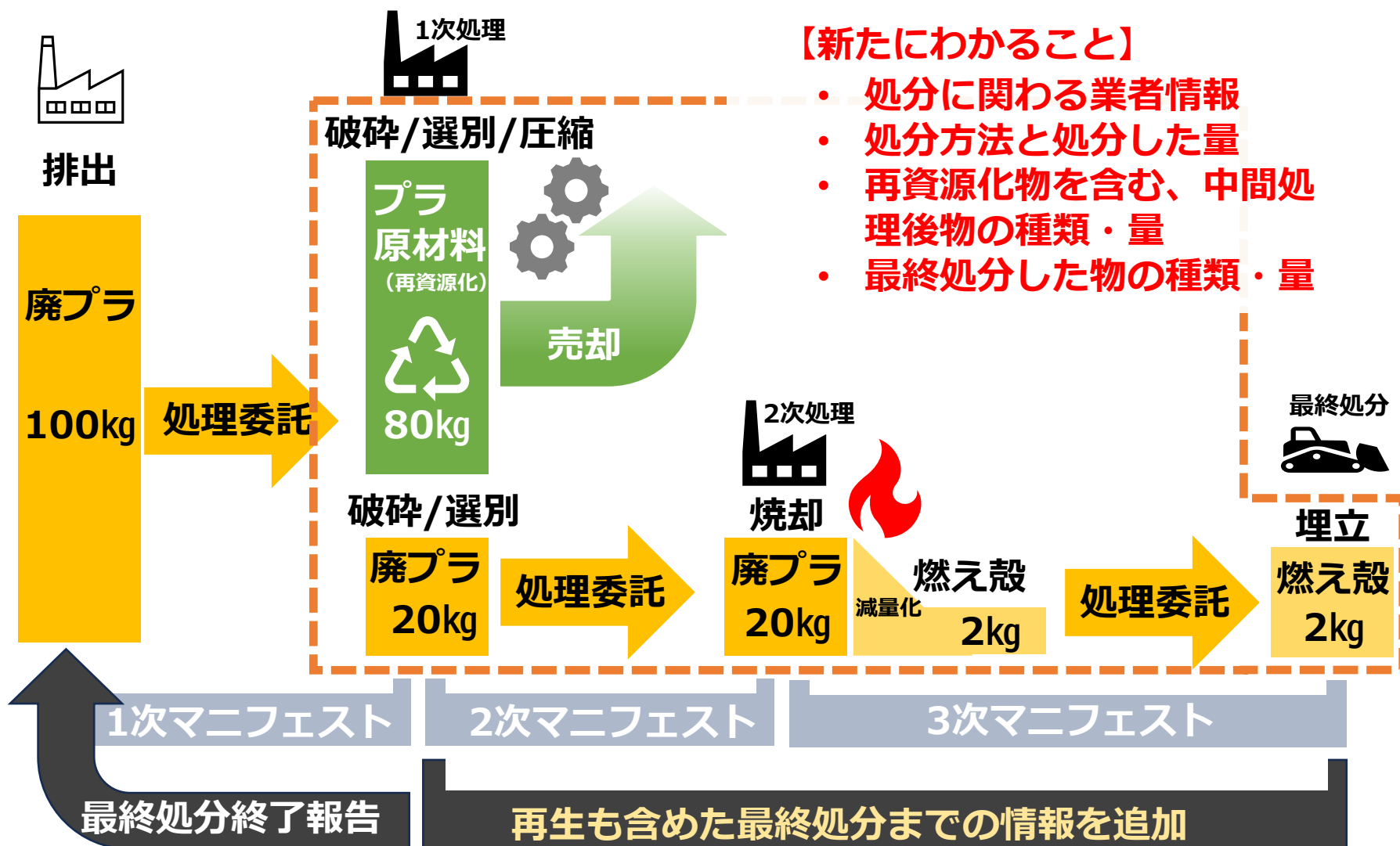
2次マニフェスト

3次マニフェスト

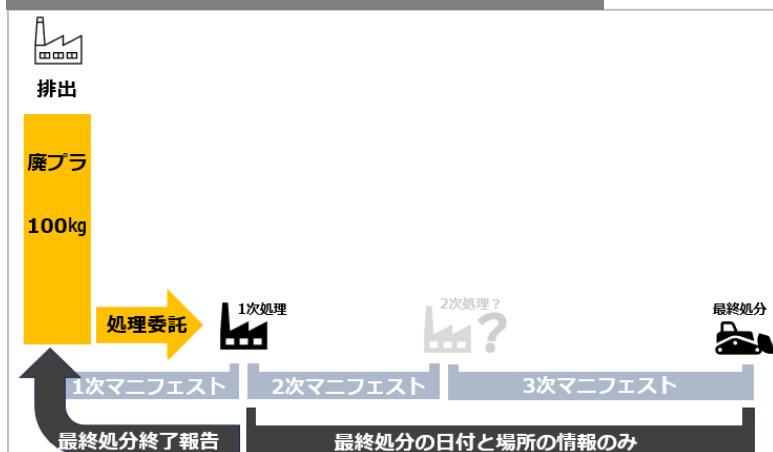
最終処分終了報告

最終処分の日付と場所の情報のみ

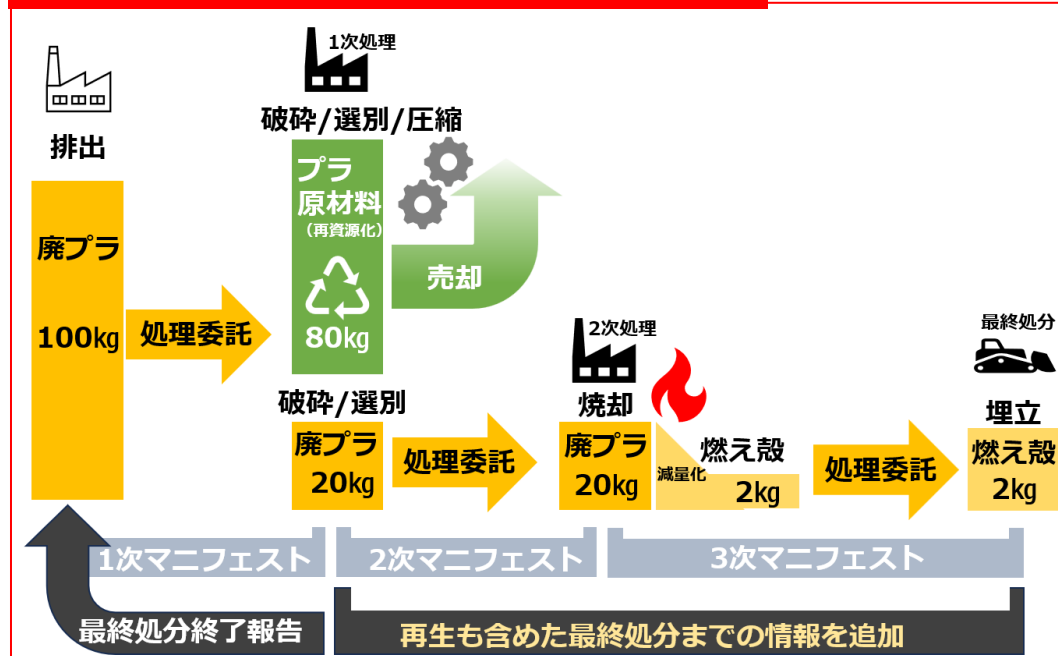
項目追加後の電子マニフェスト



従来の電子マニフェスト



項目追加後の電子マニフェスト



報告の際はパターンを活用できます

排出事業者



従来の情報
+
再資源化等の情報

処分業者



電子マニフェストに再資源化等の情報の項目が追加されることにより

- 廃棄物を「だれが」処理したか
- 廃棄物が「どのように」処理されたのか
- 廃棄物が「なに」に「どれくらい」なったか

などの情報が排出事業者把握できるようになります